

古物営業法に係る審査基準の改定について

1 概要

平成30年4月25日、古物営業法（昭和24年法律第108号）の一部改正が行われ、令和2年4月1日に全面施行されるとともに、令和元年6月14日、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律公布に伴い、古物営業法の一部改正が行われた。これを受け、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）の規定に基づき、関係する審査基準について改定するものである。

2 改定内容

古物営業法の一部改正に伴う記載内容及び条ずれについて改定したことから、関係する審査基準は次のとおりである。

(1) 古物営業法

- 古物商の許可（第3条）
- 古物市場主の許可（第3条）
- 許可証の再交付（第5条第4項）
- 許可証の書換え（第7条第5項）

(2) 古物営業法施行規則

- 盗品売買等防止団体の承認（第23条）

3 施行日

令和3年4月1日